栃木県における産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る 不利益処分に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項の規定に基づき、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に 規定する廃棄物に係る不利益処分の基準を定め、当該不利益処分の公平性の確保と透明 性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この基準における用語の意義は、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)及び行政手続法の規定の例によるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 許可業者 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
 - (2) 施設設置者 法第8条第1項、法第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の 6第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設 置している者をいう。
 - (3) 違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為をいう。
 - (4) 関与 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他 人が違反行為をすることを助ける行為をいう。
 - (5)条件違反行為 法第8条の2第4項(第9条第2項で準用される場合を含む。)、 第14条第11項(第14条の2第2項において準用する場合を含む。)、第14条の4第11 項(第14条の5第2項において準用する場合を含む。)又は15条の2第4項(第15条 の2の6第2項で準用される場合を含む。)の規定により付された条件に違反する行 為をいう。
 - (6) 許可基準 法第8条の2第1項第1号、第14条第5項第1号若しくは第10項第1号、 第14条の4第5項第1号若しくは第10項第1号又は第15条の2第1項第1号に規定す る基準をいう。
 - (7) 他法令違反行為 法第7条第5項第4号ハに規定する法令のほか、廃棄物の処理業務を行う上で密接に関連する法令の規定に違反する行為をいう。
 - (8) 廃業届 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による事業の全部又は一部を廃止した旨の届出をいう。
 - (9) 行政処分の事実等 行政処分を受けた者の名称、当該行政処分の内容、当該行政処分を受ける原因となった事実その他必要な事項をいう。

(不利益処分の基準)

第3条 知事は、許可業者又は施設設置者が別表の「処分の要件」欄に掲げる違反行為を

したとき又は当該違反行為に関与をしたときは、それぞれ同表の「処分の内容」欄に掲 げる処分を行うことができる。

- 2 前項の規定により事業の停止を命ずる場合は、事業の全部の停止を命ずるものとする。ただし、必要と認められるときは、事業の一部の停止を命ずることができる。
- 3 事業の停止処分を過去2回以上受けている場合において、別表の「処分の要件」欄に 掲げる違反行為をしたときは、許可を取り消すものとする。

(軽減措置)

- 第4条 次のいずれかに該当する場合は、別表の「処分の内容」欄に掲げる処分の内容を 軽減することができる。この場合において、許可の取消処分にあっては事業の90日停止 処分に、事業の90日停止処分にあっては60日停止処分に、60日停止処分にあっては30 日停止処分に、30日停止処分にあっては15日停止処分にするものとする。
 - (1) 違反行為等及びそれに伴い発生した廃棄物の不適正処理について、自主的に是正措置を講じたと認められるとき。
- (2) 関与の度合いが軽微であると認められるとき。
- 2 前項の規定は、次条第2号から第4号までに掲げる場合には、適用しない。

(加重措置)

- 第5条 次のいずれかに該当する場合は、別表の「処分の内容」欄に掲げる処分の内容を加重することができる。この場合において、事業の15日停止処分にあっては30日停止処分に、30日停止処分にあっては60日停止処分に、60日停止処分にあっては90日停止処分に、90日停止処分にあっては許可の取消処分にするものとする。
 - (1) 同時期に複数の違反行為をしたとき。
 - (2) 違反行為が極めて悪質であると認められるとき。
 - (3) 違反行為により事業の停止処分を受けてから3年を経過していないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、指導に従わないなど加重するに足る相当の理由がある と認められるとき。

(複数の取消等の要件)

第6条 別表の「処分の要件」欄に掲げる処分の要件のうち複数の要件に該当する場合は、当該要件に係る不利益処分のうち最も重いものを適用する。

(手続)

第7条 行政手続法第13条第1項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与の通知は、聴聞期日又は弁明書提出期限の概ね2週間前までに許可業者に通知するものとする。

(公表)

第8条 行政処分を行った場合は、行政処分の事実等について、次に掲げる方法により公表するものとする。ただし、公表することにより、個人又は法人の権利利益を著しく害するおそれがあるときは、当該行政処分の事実等の一部を公表しないことができる。

- (1) 報道機関への情報提供
- (2) 栃木県ホームページへの掲載

(報告又は通知)

- 第9条 行政処分を行った場合は、行政処分の事実等について、環境省、都道府県、政令指定都市、保健所設置市、栃木県内の環境森林事務所及び環境管理事務所、栃木県警察本部及び公益社団法人栃木県産業資源循環協会(以下「関係機関」という。)に対し、報告し、又は通知するものとする。
- 2 許可の取消しに関し、処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、 廃業届(事業の全部の廃止の場合に限る。)があった場合には、当該届をした者が法第 7条第5項第4号ホに該当する旨を関係機関に通知するものとする。

附 則 (平成 31 (2019)年3月27日付け廃対第506号廃棄物対策課長名通知)

- 1 この基準は、平成 31(2019)年4月1日から施行し、同日以後に行う行政処分について適用する。
- 2 「栃木県における産業廃棄物処理業に係る行政処分に関する基準」(平成 14(2002) 年 12 月 2 日制定)及び「栃木県における産業廃棄物処理施設に係る行政処分に関する 基準」(平成 18(2006)年 9 月 29 日制定)は、平成 31(2019)年 3 月 31 日限り廃止する。 なお、それらの基準に基づきなされた行政処分の効力は、なおその効力を有する。

別表 (第3条から第6条関係)

別衣(弗3宋	処分の内容		
第14条の3の2第1項第5号及び第15条の3第1項第2号(「情状が特に重いとき」に 目当)			
無許可當	含業	(法第25条第1項第1号)	取消
不正手段	とによる営業許可取得	(同第2号)	
無許可事	其 業範囲変 更	(同第3号)	
不正手段	とによる事業範囲変更許可取得	(同第4号)	
事業停止	た命令違反・措置命令違反	(同第5号)	
委託基準	達反	(同第6号)	
名義貸し	の禁止違反	(同第7号)	
施設無許	F可設置	(同第8号)	
不正手段	とによる施設設置許可取得	(同第9号)	
施設無許	F可変更	(同第10号)	
不正手段	とによる施設設置許可取得	(同第11号)	
無確認輔	治出	(同第12号)	
受託禁止	達反	(同第13号)	
不法投棄	<u> </u>	(同第14号)	
不法焼去	Į	(同第15号)	
指定有害	F廃棄物の処理禁止違反	(同第16号)	
無確認輔	出・不法投棄・不法焼却未遂	(法第25条第2項)	
委託基準	達反、再委託禁止違反	(法第26条第1号)	
施設の改	で善命令・停止命令、改善命令違反	(同第2号)	
施設無許	F可譲受け・無許可借受け	(同第3号)	
無許可輔	入	(同第4号)	
輸入無許	F可条件違反	(同第5号)	
不法投棄	不法焼却目的の収集運搬	(同第6号)	
無確認輔	治出予備	(法第27条)	

処分の要件(罰条を記載)	処分の内容	
14条の3第1号(法第14条の6において準用する場合を含 号	む。) 及び第15条の2の7	
虚偽管理票交付	(法第27条の2第6号)	90日停止
土地形質変更計画命令・措置命令違反	(法第28条第2号)	_
管理票に係る勧告の措置命令違反	(法第27条の2第11号)	-
管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	(法第27条の2第1号)	
運搬受託者の管理票送付義務違反、管理票記載義務違 反、虚偽記載	(同第2号)	-
運搬受託者の管理票回付義務違反	(同第3号)	_
処分受託者の管理票写し送付義務違反、記載義務違反、 虚偽記載	(同第4号)	-
管理票・同写し保存義務違反	(同第5号)	-
引受禁止違反	(同第7号)	-
虚偽管理票写し送付、虚偽報告	(同第8号)	-
電子管理票虚偽登録	(同第9号)	-
電子管理業報告義務違反、虚偽報告	(同第10号)	
処理施設使用前検査受検義務違反	(法第29条第2号)	60日停止
保管届出義務違反(法第12条第3項又は第12条の2 第3項に係る部分に限る。)	(法第29条第1号)	30日停止
処理困難通知義務違反・虚偽通知	(同第4号)	-
処理困難通知保存義務違反	(同第5号)	-
土地形質変更届出義務違反・虚偽届出	(同第6号)	-
帳簿記載及び備付け・虚偽記載・保存義務違反	(法第30条第1号)	
業廃止・業変更届出義務違反、施設変更届出、埋立終了 届出、施設相続届出義務違反、虚偽届出	(同第2号)	-
定期検査拒否・妨害・忌避	(同第3号)	
維持管理事項記録・虚偽記載・備付け義務違反	(同第4号)	-
処理責任者等設置義務違反	(同第5号)	_
有害使用済機器の保管等届出義務違反・虚偽報告	(同第6号)	-
報告拒否・虚偽報告	(同第7号)	-
立入検査拒否・妨害・忌避	(同第8号)	_
技術管理者設置義務違反	(同第9号)	
事故時応急措置命令違反	(法第29条第7号)	必要な改善又は応急指 必要な期間の停止

	処分の要件(罰条を記載)	処分の内容
	処理基準違反、保管基準違反(法第12条第1項、第2項、第12条の2第1項、第2項、第14条第12項、第14条の4第12項)	違反の是正に必要な期間 の事業の停止
	その他の違反行為	必要な改善又は15日停止
法第む。	14条の3第2号及び第14条の3の2第2項(法第14条の6において準用する場合を含)	
	事業者の事業用施設又は能力が、許可基準に合致せず改善が必要(悪質な場合)	 取消
	事業者の事業用施設又は能力が、許可基準に合致せず改善が必要(悪質な場合を除く。)	許可基準に適合するまで の間
法第む。	14条の3第3号及び第14条の3の2第2項(法第14条の6において準用する場合を含)	
	処理業者が事業の許可に付された生活環境保全上の条件に違反(悪質な場合)	取消
	処理業者が事業の許可に付された生活環境保全上の条件に違反(悪質な場合を除 く。)	15日以上90日以下
法 9 第 2	条の2第1項第1号、第9条の2の2第2項、第15条の2の7第1号及び第15条の3 項	
	処理施設の構造又は維持管理が、法定の技術基準又は許可申請時の計画に適合せず 改善が不可能	取消
	処理施設の構造又は維持管理が、法定の技術基準又は許可申請時の計画に適合せず 改善が可能	必要な改善又は必要な期 間の停止
法 9 第 2	条の2第1項第2号、第9条の2の2第2項、第15条の2の7第2号及び第15条の3項	
	施設設置者の能力が法令上の許可の基準に適合せず、改善が不可能	取消
	施設設置者の能力が法令上の許可の基準に適合せず、改善が可能	必要な改善又は必要な期 間の停止
法 9 第 2	条の2第1項第4号、第9条の2の2第2項、第15条の2の7第4号及び第15条の3	
	許可条件違反(改善が不可能な場合又は悪質な場合)	取消
	許可条件違反 (改善が不可能な場合又は悪質な場合を除く。)	必要な改善又は必要な期 間の停止
法 9	条の2第2項及び第15条の3第2項	
	維持管理積立金の積立不履行	取消
他法	令違反行為	
	罰金刑又は行政処分を受けたとき (悪質な場合)	取消
	罰金刑又は行政処分を受けたとき(悪質な場合を除く。)	必要な改善又は停止15日 以上90日以下